

盛岡広域市町契約管理システム構築及び運用業務 質問回答

No.	記載箇所	質問	回答
1	【プロポーザル実施要領】 7 提出種類 (1) 提出書類一覧	参加申込書を除く、他の提出書類(企画提案書等)は2部提出することとなっておりますが、2部全てに企業名を記載する認識で合っておりますでしょうか。	様式に記載箇所のあるものについては、記載をお願いいたします。任意様式のものについては企業名を記載いただくことについては差し支えありません。
2	【プロポーザル実施要領】 8 作成要領 (3) 価格提案書について	今回は盛岡市様及び矢巾町様の利用料が評価の対象となっておりますが、他市町様利用料については、現時点では、仕様書には詳細な条件が定まっているように見受けられません。そのため、提案上限金額内のご提案は盛岡市様及び矢巾町様の利用料のみとし、他市町様の利用料は提案上限額に拘らないご提案としますがよろしいでしょうか。提案上限額内とすべき場合は、他市町様の具体的な利用環境、稼働開始年月及び利用者人数等の条件のご提示をお願いします。	実施要領に記載の通り、1市町につき月額133,100円が提案上限額となります。盛岡市及び矢巾町以外の市町が利用する場合の条件については、要求仕様書21(4)に記載の通り、本業務と同じ内容として提案してください。
3	【プロポーザル実施要領】 11 プレゼンテーション審査について (2) 内容	プレゼンテーション時に説明する内容をまとめた抜粋資料(企画提案書の内容に追加情報は付加しない前提)を作成し、配布することは可能でしょうか。	実施要領11(2)に記載の通り、7(1)に示す提出書類以外の追加資料の提出は認めておりませんが、企画提案書の一部として抜粋資料を作成し、これを含めて60ページ以内とするのであれば可能です。ただし、7(1)の期限内に提出してください。別途の提出は認めません。
4	【プロポーザル実施要領】 11 プレゼンテーション審査について (3) その他	参加者人数は最大2名までと記載されておりますが、技術的な説明を行う2名(説明者・補助者)に対して、契約に関する質疑応答を行うための1名の追加(計3名)は認められますでしょうか。	実施要領11(3)イに記載の通り、参加者人数は最大2名までとします。
5	【要求仕様書】 第1 総則 7 契約期間 (2) 契約管理システム賃貸借(長期継続契約)	契約管理システム賃貸借の契約期間は「令和9年1月1日から令和13年12月31日まで」と記載されており、矢巾町の利用開始は「令和9年4月1日から」となっておりますが、矢巾町の契約満了時期は盛岡市と同様に「令和13年12月31日まで」との認識で合っておりますでしょうか。	御認識の通りです。
6	【要求仕様書】 第2 システムの概要 19 セキュリティ対策 (3) IPアドレス制限	システム稼働後において職員様が利用する端末更新や、庁内のネットワーク変更が予想されます。IPアドレスの制限を行うことで、環境変化の都度、IPアドレスの登録・変更作業が発生することとなり、非効率な運用となることが見込まれます。IPアドレスの制限に代わって、柔軟に利用者を制限する提案が可能であれば問題ないでしょうか。	御認識の通りです。
7	【要求仕様書】 第2 システムの概要 19 セキュリティ対策 (4) 保存文書の暗号化	「第三者による解読や悪用を防止するため、保存文書のデータを暗号化する機能を有すること」と記載がありますが、対象の文書はどのようなものを想定されておりますでしょうか。対象の保存文書が無い場合は、当暗号化の機能の提案は不要との認識で良いでしょうか。また、保存文書は職員様の利用端末内に保存する機能とし、第三者による解読や悪用の対策は各利用市町様ごとのセキュリティ対策に準拠する場合、当暗号化の機能の提案は不要との認識で良いでしょうか。	クラウド内に保存されるデータに関し想定をしておりますので、そのデータに関するセキュリティ対策について提案をお願いいたします。職員の利用端末内に保存するデータに関しては御認識の通りです。